

福生福第2488号

令和6年8月21日

建設埼玉

与野地区本部 執行委員長 川又 和弥 様
浦和地区本部 執行委員長 磯山 浩造 様
大宮地区本部 執行委員長 齋藤 栄司 様
岩槻地区本部 執行委員長 鈴木 利行 様

さいたま市長 清水 勇 人



要望書について (回答)

令和6年7月30日付けで御提出いただいた要望書につきまして、別添のとおり回答いたします。

【担当】

さいたま市福祉局生活福祉部

福祉総務課 支援係 阿部

電話：048-829-1253 (直通)

FAX：048-829-1961

E-Mail：fukushi-somu@city.saitama.lg.jp

要望事項

1. 建設国保助成金について

さいたま市在住の建設労働者が加入している建設国保に対する助成金を市独自の助成事業として一人あたり250円の助成を頂いております。しかしながら、昨今の物価上昇に伴い、建設国保が行っている健診費用などの諸費用が増加しています。以上のことをご考慮いただき、今後も助成金の継続的な存続と増額を配慮頂きますよう、要望致します。

回 答

本市では、貴組合が行う保健事業の適正な実施の確保を目的として、一人当たり250円の補助を行っているところでございます。

昨今の経済状況等により、本市の財政状況は依然として大変厳しいことから、増額につきましては非常に困難な状況にありますので、御理解をお願い申し上げます。

所管課

福祉局 生活福祉部 福祉総務課

電話番号 048-829-1253

要望事項

2. 労働災害対策事業について

建設埼玉では安全講習会等を実施し、労働安全衛生に対する意識向上と労災事故防止に努めております。アスベスト対策では、アスベスト疾患の早期発見と早期治療、労災申請の促進に取り組み、専門医によるレントゲン再読影や2次診療を行っております。このような労働災害対策事業への助成金制度の創設を要望致します。

回 答

本市では、貴組合が行う保健事業の適正な実施の確保を目的に、「埼玉県建設国民健康保険組合補助金」として、一人あたり250円の補助を行っております。貴組合がアスベスト対策として取り組まれている、健診時のレントゲン再読影や2次診療といった労働災害対策事業につきましては、当該補助金の助成対象である保健事業に含むものとして御理解くださるようお願いいたします。

所管課

保健福祉局 保健所 健康支援課

電話番号 048-840-2219

要望事項

3. 公契約条例・賃金水準把握について

公契約の下で働く人の適正な労働条件の確保及び良質な公共サービスがはかられるために、公契約条例の制定を要望致します。併せて、さいたま市発注の公契約の下で働く現場労働者に支払われる賃金水準を把握するよう要望致します。

回 答

公契約における労働者の適正な労働条件の確保につきましては、労働者保護や品質の確保にとって重要なものでありますが、賃金などの労働条件の基準となるものに関しましては、各地方公共団体レベルではなく、国全体の問題として具体的なあり方を検討すべきであると認識をしております。

本市といたしましては、今後も国の動向を注視していくとともに、引き続き最低制限価格制度や低入札価格調査制度の適切な運用により、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を生じかねないダンピング受注の防止に取り組み、適切な労働条件の確保に努めてまいります。

また、現場労働者に支払われる賃金については、令和6年6月7日に改正建設業法及び入契法が成立したことに伴い、中央建設業審議会が標準労務費を作成・勧告することになっております。

労働者の賃金水準の把握につきましては、今後の国や他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

所管課	財政局 契約管理部 契約課 電話番号 048-829-1179
	建設局 技術管理課 電話番号 048-829-1515

要望事項

4. 耐震改修助成制度について

近年、大規模地震が頻発し、市民の防災意識も高まっています。市民のいのちを守るため、耐震診断・耐震改修の助成対象を、建てられた年代に関係なく耐震性が不足する住宅に拡充して下さい。また、循環型の地域経済活性化につながるよう、地元業者を受注・施工の要件にした住宅リフォーム助成制度の創設を要望致します。

回 答

耐震改修助成制度につきまして、本市では、大規模地震から市民の生命や財産を守るため、建築物の耐震性は大変重要であると考え、耐震改修促進法に基づく「さいたま市建築物耐震改修促進計画」に令和7年度までに住宅の耐震化率を95%とする目標を定め、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準の建築物の耐震化に向け、耐震改修助成制度等の施策を実施しております。

令和5年度末時点の住宅の耐震化率は94.0%で、未だ耐震化未実施の住宅がおおよそ3万5千戸という状況にあります。

熊本地震では、新耐震基準の住宅にも被害が確認されましたが、新耐震基準に比べて旧耐震基準の木造建築物の倒壊率が顕著に高いという結果もあり、まずは市内に多く点在する旧耐震基準の建築物への対策が急務であることから、旧耐震基準の建築物の耐震化に取り組んでおります。

しかしながら、平成12年以前の木造住宅では接合部の接合方法が不十分な事例が見受けられ、国土交通省もリフォーム等の機会をとらえ、接合部等の状況を確認することを推奨していることから、本市としてもこれらの情報提供が重要であると考え、(一財)日本建築防災協会作成の「新耐震木造住宅検証法」やリーフレット「木造住宅の耐震性能チェック」を、窓口やホームページに掲載し、周知啓発を行っているところです。

能登半島地震を受けて、国土交通省及び国立研究開発法人建築研究所は、「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」を設け、建築物構造被害の原因分析を行うとともに、分析を踏まえた対策の方向性を検討することとしており、本年秋頃に検討結果をとりまとめる予定になっております。

本市の耐震改修促進計画は、令和3年度から7年度までの計画であり、国土交通省等による委員会の検討結果を踏まえ、次期計画を検討する予定です。

また、住宅リフォームに係る助成制度につきましては、「震災に強いまちづくり推進のための耐震改修等に係る補助」、「高齢者や障害者を対象としたバリアフリー化への補助」、「環境への配慮を目的とした機器設置への補助」

など、市民の安全・安心、環境配慮という政策目的を明確にして実施しております。住宅リフォーム助成制度においては、政策上の課題・目的・効果等を明確する必要があることから、ご要望のありました、内容を限定しない住宅リフォーム助成制度の創設は困難であると考えております。

そのため、本市といたしましては、引き続き、公益財団法人 さいたま市産業創造財団等と連携しながら、住宅リフォームに関わる事業者を含めた市内事業者に対し、窓口相談や専門家派遣など、幅広い支援を展開することにより、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

所管課	建設局 建築部 建築総務課 電話番号 048-829-1539
	経済局 商工観光部 経済政策課 電話番号 048-829-1362
	建設局 建築部 住宅政策課 電話番号 048-829-1520